

1. 件名

原子燃料工業株式会社熊取事業所の加工事業許可に係る行政相談

2. 日時

令和元年10月24日（木）15時50分～16時35分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

大島安全規制調整官、小澤上席安全審査官、永井主任安全審査官、

有田専門職、小野専門職、田邊係員、上原技術参与

原子燃料工業株式会社

熊取事業所

副所長 他3名

東海事業所

環境安全部 安全管理グループ長 他3名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

資料1：事業変更許可申請書における評価条件の見直しについて

資料2：外部火災・爆発による損傷の防止に関する評価への影響説明書

0:00:03	議案です。それが今より原子燃料工業株式会社熊取事業所との面談を開始いたします。今回の面談は、焼結工程において使用する可燃性ガスの供給方法の変更に係る行政相談となります。
0:00:20	それでは原子力熊取事業所から説明をお願いいたします。
0:00:26	原子燃料工業フジワラでございます。今ですねご紹介いただきました内容をですね
0:00:35	政府でですねいろいろ安全設計してまして、そう中でですね、事業許可とですね違う。
0:00:44	設計変更といいますか詳細設計にあたってですね
0:00:49	いろいろその数値が変わったりですねそういうところが若干出てきます来る可能性があるのでですね、そういうところについてですね、ちょっと節項等についてですね。
0:01:03	ていただきたいと思っております。
0:01:05	お渡ししてあります資料でですね主なものとしてですね①から④を挙げております。
0:01:13	まず簡単に御説明させていただきますと、①でございますが、現在我々鳥栖燃料の焼結に使用します雰囲気ガスとして使っております。
0:01:28	水素と窒素の混合ガスですが、これは現状ですね、アンモニアを分解したものを使ってます。それをですね、都市ガスを用いた
0:01:39	都市ガスを分解してできた水槽を用いてということですねアンモニアを使わないような形のものを検討しております、その場合ですね、月の名称とかですね、あと、
0:01:59	若干影響すると、その前提条件になるですね、ガスの量とかそういうものが変わってくるわけでございますが、当然ながら評価はすべて安全側になるというようなものがあります。そういう。
0:02:15	ものついてですね一つあると。
0:02:18	二つ目はですね、内部溢水の関係でございますが、内部溢水Eの中にはですね、建物内にいろいろ貯槽ございます。それは設工認の対象になってます廃液
0:02:36	一タンクの貯槽、それとは別に、接合に対象外であります、例えば、
0:02:44	現像液のようなタンクですね、そういうものがあります。それは事業許可の中ですね、一覧として添付に載せているわけでございますが、そういうものですね、内部溢水のリスクを小さくするために、
0:03:00	例えばそう小さくするとか、必要以上の層はなくすといったものが接合に対するものであれば設工認、
0:03:09	鳥取はZということで検討しているわけですが、これもですね、当初の前提となる溢水量がマッチするスツ変わってくるというようなものがあります。

0:03:21	あと三つ目ですけど、浄水の系統ですね。
0:03:26	今我々一種管理区域の建物が二つございますが、それぞれ浄水の送る系統が違っております。片方はですね、ポンプ、すいません貯槽、
0:03:41	があつてですね、町水がそこ浄水がそっちそこらにそこにですねためた上でポンプアップすると。
0:03:48	もう一つの建物はですね、長水を直送しております。
0:03:53	そういうものをそれぞれ緊急時にはですね、別々の手法で提出させるわけなんですけど、そういったものをですね、一つにまとめているとかですね、そういったことも、
0:04:06	検討しているところでございます。
0:04:09	あと外へ火災関係ですと、
0:04:16	これはエヌ・ピー・シーのバックカウンターですね、そういうスミアしたものを測定するような一般的な測定機器がございます。
0:04:27	それ幾つかの種類がございますが、中にはですね、PRガスというものを使って測定するものでございます。これメタンとアルゴン混合ガスですけど、これもですね
0:04:40	そういうガスを使わないものにし、今後更新した場合ですね、そういうガスがなくなるということが所いたします。そういうところ。
0:04:51	主なところ三つですがこういうところをですね、学校確認させていただきたいと思えます。
0:04:58	もう少し具体的に御説明させていただきませんか。
0:05:03	よろしいですか。
0:05:10	規制庁さんですと、今の資料の全体の構成を見ると、馬設工認のぜひの総合相談ということで①から④の今の事象を挙げられていて、それ以降については、①についての
0:05:28	詳細の詳細とか若干評価した内容を後ろあともう一つの資料につけられているんですけども、まず確認したい内容というのは、まずこれらの1から4について設工認のぜひがどうなのかという
0:05:45	ここの考え方。
0:05:48	かなと思います。はい。そこ老所の確認をまず
0:05:55	下から
0:05:57	説明が必要であれば、それ以上の評価の内容を説明。
0:06:07	もうそれでございます。はい。
0:06:10	オノ
0:06:13	規制庁、

0:06:21	ありますけれども、①、
0:06:26	許可、許可の申請書の抜粋だとかもお持ちになられてご説明しようとしているようですので、①の事例でどうなのかというようなところを確認していきたいと思うんですけれども、
0:06:43	確認としては、許可を与えられておりますので、このとる悪原燃工の藤本支所としてですね、許可の内容を踏まえてなのか、与えられたところの内容を踏まえてどうなのかというところを、
0:07:00	まずはきちんと精査していただいた上で影響があるのか。
0:07:06	はい。においてですね、影響は
0:07:09	あればですね。
0:07:11	ほかに立ち返ったのはこういう変更ということで、
0:07:16	っていうのは、
0:07:19	変更するにあたって、影響するということであればとか立ち返って、再度検討していただく必要がありますし、基本的設計設計方針を踏まえてその評価までやる必要がないと、その辺り、
0:07:34	立ち返る必要がないということであれば、
0:07:38	設工認の中でですね、基本的設計方針を踏まえてその中でも若干の変更というような所取り扱い
0:07:47	考えられる。
0:07:50	についてどうなのかっていうところですね。
0:07:54	説明していただき、与えられたこの範囲でですね。
0:07:59	していただきたいと思います。
0:08:02	増減し、
0:08:04	で、
0:08:06	今、
0:08:14	ですね、許可の抜粋を準備しておりますのでそちらを見ていただければと思います。
0:08:45	アンモニア。
0:08:47	という形でですね。
0:08:51	本部。
0:08:54	その上で、火線です。
0:09:03	ですが、
0:09:06	一番
0:09:14	いたしました。
0:09:23	何か安全設計の基本でございまして、このような内容を記載。

0:09:30	ございますが、これその他の主要な
0:09:34	はい。
0:09:35	いいですかね。
0:09:38	徒歩の 10 ページで、可搬火災爆発の発生防止に関して、
0:09:43	約束事項として、今御説明あった内容が記載されているというところだと思いま すんで、その後でこの説明を踏まえて、安全機能を有する施設にどういう展開さ れているのかというところの
0:09:59	確認が抜けております。
0:10:05	内容を守るために、
0:10:08	する施設でどういうところに記載があるかという、
0:10:12	本文の 29 ページであったり 33 ページであったりというところの焼結設備の連続 焼結炉とか、その
0:10:25	窒素切替機構であったり、
0:10:28	空気混入防止機構であったり、
0:10:32	次、
0:10:33	検知機構であったり、
0:10:36	というようなところの設備というところで、設備なのというところが米印で欄外で具 体的に御所説明されていますけれども、
0:10:46	これらの設備についてアンモニア分解ガスを使用しなくなって都市ガス分解が少 し変更にするということですから、これらの設備に対しても、
0:10:57	あと、
0:11:00	はい。
0:11:01	ほか、
0:11:06	ということをまず約束していただく必要が
0:11:09	あります。
0:11:12	よろしいですか。
0:11:14	考え方としてですね。
0:11:19	このような変更を考えられているということであれば、本文 10 ページのその発 生火災爆発の発生を防止というものにひもついてどう発生防止するため、
0:11:34	全体の設備を設置しているのかというところで、
0:11:39	安全機能を有する施設という設備を一つ一つ確認して欲しいんですけども、
0:11:46	ところでは、まずそういうところにアンモニア分解ガスようで、そういう当設備がつ いている、それらの設備がついているものに対して、
0:12:01	花王、
0:12:03	でも、どうい

0:12:04	つけるという。まず説明が必要ですねっていうのがまず 1 点です。本文 10 ページにたい。
0:12:12	対する対応の安全機能を有する施設というところですね。
0:12:17	あと、
0:12:18	それだけではなくてですね安全機能を有する施設のところを確認しているので、ちょっとそのまま引き続き安全施設のところ引き続いて御説明させていただきたいと思うんですけど。
0:12:31	4、
0:12:33	16 ページ。
0:12:36	いいですか。
0:12:42	ここ、こちらのところにも、その漏えいガス検知器として、
0:12:50	ガス検知器の前にあるんですねまず緊急遮断弁ですね、その上のところの記載のですね。
0:12:56	アンモニア分解ガスの緊急遮断弁以降の配管の取り合いで安全機能を有する施設にしますよという約束したのが許可のところでございますね。
0:13:06	約束として、そうするとそのところもあんまり分解ガスを用いないということで都市分解ガスを用いるのであれば、都市分解ガスを用いた場合にも緊急遮断弁をきちんと設置していただく必要がありますよっていうことです。
0:13:21	で、これらの変更に伴ってプロパンガスだとかを使わなくなるのであれば、その緊急遮断弁プロパンガスというところも必要なくなる。
0:13:31	ちょっと詳細な設計聞いてないんでわからないんですけども、必要であれば、そのところも削除する必要がありますよっていうことですね。
0:13:45	続いて 20 ページに漏えい検知器だとかありますので、別途確認いただければ、
0:13:53	可燃性ガスの漏えい検知器であったりとか、それもアンモニア分解ガス、水素ガスと書かれてますけれども、その説明にはアンモニア分解がされるということが書かれていて、その他にはプロパンガス用の可燃性ガス漏えい検知器っていうことが書かれていて、
0:14:11	これもプロパンガスじゃなくて都市ガスを用いるっていうようなことを考えられているということだと、第 2 加工棟の焼結炉周りにもその都市ガス用の可燃性ガス漏えい検知器というのが必要なんじゃないんですか。
0:14:26	ということです。
0:14:32	安全機能を有する施設の説明のところまで終わらせていただきますけども、安全機能を有する施設で該当するところという所が少なくとも我々がざっと見た感じで関係してきますねということですね。
0:14:45	これだけ取っても、

0:14:49	なんな許可に立ち返って、そういう設備設計というところのものをきちんと考えていただく必要がありますよということです。
0:15:04	原子燃料工業の藤原でございます。ただいまのちょっと御指摘の部分ですね若干ご説明させていただきますと、まず、
0:18:22	立てればと思うんですけれども、
0:18:28	えっとですね。
0:18:30	ちょっと今、
0:18:33	前段の安全機能として、
0:18:37	いただいたところでございますけど、
0:18:41	98 ページですね、これ事業ホーム部分でその他の仕様の設備ということでここは
0:18:53	許可許認可対象外のものが、
0:18:58	プロでございますが、
0:19:01	ところですね、高圧ガスということで、含まれている設備でございます。
0:19:07	あとは評価でどのようなことが変わるかというのがですね、5-140 これ 109、49 名で、敷地外ですが、すみません、154 ページですね。
0:19:26	発生しましたらしいや 156 ページです。失礼しました。
0:19:31	こちらに第 1 高圧ガスということで今アンモニアというものが評価の前提でもっているわけでございますが、こういう一般施設のものがですね、アンモニアのかわりに水素になると。
0:19:48	別途水素がなく使ってた。
0:19:52	その他の水素のような要件のために使ってた水素のボンベ置き場とかですね、こういうものがですね、
0:20:01	もなくなるというようなことになります。
0:20:05	ただ若干評価の前提の部分の
0:20:10	バック発言が変わってくるというところでございますが、
0:20:15	先ほどのですね、資料で御説明しますと、
0:20:21	H1960 の資料でいきますと、
0:20:25	基本的な考え 3 ページでございますが、
0:20:30	これがですね、もともと上の移設のレイアウトというのがですね、事業許可でお約束した内容で、真ん中下にアンモニアタンク、それと旧ボンベ置き場っていうのがあってこれを左側に埋設しますと、
0:20:47	加工施設に対して、十分距離をとって安全を確保すると。

0:20:54	代わりに都市ガス分解設備であればですね、若干の水素のタンクは必要となつてきますので、距離は若干小さくなるんですが考え方としては同じような離隔距離をとると。
0:21:12	というような形を考えておりました。
0:21:17	あと、それ以降、どの程度の限界距離変わるかとかですね、具体的な文化、
0:21:26	ガスの生成方式等は後の参考資料に記載しておりますが、
0:21:35	アンモニア分解したアンモニア分解すればそのまま水素と窒素が3対1の割合になるんですが、それを都市ガスで分解して一度水槽作って、あと窒素入れて、同じような割合のガスをつくるというようなことを検討したところで、
0:21:53	一つとしてですね、考えたところでございます。
0:21:58	ただ先ほどの部分とあと評価の部分がですね、若干変わってくるというところでございます。
0:22:07	具体的な評価はちょっと割愛しますが別資料ですね、どの程度、もし置き換わるなら同程度変わるかというのを具体的に評価したものは別途、
0:22:18	別置-19061でお示しさせていただいているところでございます。
0:22:24	以上です。
0:22:27	規制庁差ですと若干今の評価のところに対してなんですけれども、まず設計基準事項において、を考えるにあたって、その外的事象というのが受の大きな要因にならないということで、まず除外されてますよね。
0:22:46	というのは、
0:22:48	設計基準事項においてですね内的事象を考えればいい。
0:22:52	外的事象は考えないでいってというのは、それを前段に外的事象の評価がきちんとなされていて、
0:23:00	で、その評価で十分な余裕のあるものということで除外しているっていう、まず設計基準事項に入るにあたっての前段の説明があります。
0:23:12	そのところの理解でよろしいですね。ですから内的事象しか評価していませんということになります。
0:23:19	そこまでよろしいでしょうか。
0:23:21	そうすると、今回それを踏まえて今度設計基準外的事象の評価のところ、その外部火災爆発のところだと外部火災のガイドに従って評価しますよというような評価の仕方がそこに分かれています。
0:23:37	主立ったところでどういう評価を書かれ、どういうものが対象になっているのかっていうところを具体的に書いている事業者もあれば、原燃工の場合はかかっていませんけれども、主立ったものとしてその他加工施設としてですね先ほど説明があったところの高圧ガス貯蔵場、

0:23:56	において、大きな対象となるものとしてアンモニアガスであったりとかプロパンガスであったりとかってところが高圧ガス貯蔵場という形でばくつと書かれていると。
0:24:08	そこにそれを書いた絵と書かれてその他加工施設としてあえてそこをきちんと書いて本文事項として書いているかという、そういうところの評価の対象になっているからですよってということの認識。
0:24:21	ということを、の認識で書かれているというふうにまず理解しています。
0:24:31	ですので、そこから先はもう評価が変わるということですので安全側になるのか非安全側になるのかってというのは、評価の内容を詳細に見ていけば、いいいいわけですけども、今、多分そういう議論というよりも、その
0:24:49	考え方がどうなるかっていうところなので、今ちょっとそこまでにとどめてですねお話をします。
0:24:59	で、安全サイドになるからいいんだよってということでは、
0:25:03	なくてですね、その設計基準事故からその外的事象外したという経緯だとか、評価の対象になっているものが何なのかということをきちんと精査していただいた上できちんとその確認をまずする必要がありますよということです。
0:25:23	これ自体がどうこうというよりもまず考え方の御説明をしているので、
0:25:30	今の持ってきていただいた検討していただいたその資料の中でも何点か抜けてるところがありますよね。だからそういうところもきちんと精査して許可に立ち返る必要があるのかどうか、設工認の中で基本的設計方針の若干の変更でいけるのかどうか。
0:25:48	というところは、今の一つ目の①の事象で説明確認お互いしていますけれども、②以降についても同じ。
0:25:59	考えでございますので、全部が全部たち替え立ち返る必要があるとも思わないんですけども、②以降ですとちょっとざっくりと書かれてる概要がざっくり書かれてるだけですので、ちょっとそれだけだと判断できないってところがありますけれども、
0:26:23	説明いただいている範囲で考えるとですね、②であれば、はいはい既設あえて気体廃棄系のものですねタンクだとかそういうものを、どういうものを対象にして言ってるのかどうかによって変わってきますねってことであそこの設備、どういうものなのかということですよ。
0:26:45	まず安全機能を有する施設ノミネートされている設備なのか。
0:26:50	それとも
0:26:52	その他施設でも何かの未定とされている施設なのかということ。
0:26:58	そうでもない小さな設備、

0:27:01	とされていないような小さな設備でその変えるだとか表評価の中で、その配管径が当初基本設計で考えていたものと、その何ですが、詳細設計でやってみたら、若干背景が変わって、その内部溢水の量が若干変わりましたっていうところであれば、その評価で
0:27:19	基本的設計方針やり方の考え方は変わらないので、設工認の断面で評価をしてっていうのもいけるかもしれないと思います。
0:27:29	②の話でいけばですね。
0:27:33	そういうところを撤去する設備だとか、そういうものの設設備をきちんとその考えてそれらの設備が与えられた許可の中でどういう位置付けの設備なのか。
0:27:47	ということに立ち返っていただければ、同様に判断できるんじゃないかなと思います。
0:27:55	そのまま③④と行きますけれども、③については、
0:28:02	ちょっと待ってください。
0:28:09	これも今ここでご説明されてるあのだなあ中身だけ見るとその安全機能を有する施設としてノミネートされているものが
0:28:20	浄水用の所浄水送水ようであれば緊急遮断弁がついてますよね。
0:28:28	それともう一つであればその送水ポンプ、ポンプの自動停止装置がついてますよね。
0:28:34	所則そこら辺に影響するのかどうかというところも判断の一つになると思いますので、そこに影響しないということであれば、
0:28:47	評価。
0:28:49	の中で、
0:28:52	詳細設計の評価の中で、
0:28:56	その確認していくっていうやり方も
0:29:00	かもしれないと思います。ちょっとその中身をこう、詳細に聞いてないのでわかりませんが、ただそもそもその安全機能を有する施設のところに影響するようであれば、
0:29:13	立ち返る必要が出てくる。
0:29:17	可能性があるということですので、そのところはよくその、まずその対象となる設備、
0:29:24	それに関連している設備、
0:29:27	そして、その安全機能を有する施設の関係
0:29:30	というところを考えていただければいいのかなと。
0:29:34	思います。
0:29:37	最後④については、

0:29:42	んとこ、これは本文記載内容だとかですね、許可が与えられた範囲の内容を踏まえると、等をあまり確認できなかった内容ですので、
0:29:57	内容なので、ここの内容だけだと何とも言えないんですけども、あまり局あまり立ち返る必要がない可能性が大きいのではないかなと。
0:30:10	の内容のものでかなという感触ですかね。
0:30:16	簡易的な概略の説明を踏まえると、なので、考え方は一緒ですので、
0:30:24	そういうところに立ち返っていただいて、
0:30:29	考えていただければいいのではないかなと。
0:30:34	思います。
0:30:39	原子燃料工業フジワラでございます。ちょっと②番から④番まではですね、ちょっと抜粋を許可の抜粋で十分説明できるかなと思っておりましたので、あえてちょっと別資料作っておりませんでしたけど、抜粋のですね。
0:30:56	後ろのほうのページのⅧ. 5 別刷り 90 ですね。
0:31:03	こういう
0:31:06	ものがですね添付に内部溢水減となる容器の種類溢水量という形でかなり小さい量ですけどだと思っているところがございます。
0:31:18	それを最終的に
0:31:23	それですね、この中でそれぞれ個々のものがあるんですが例えば今お伝えしておりますようなものを今具体的に検討しているようなものは右
0:31:37	最後のほうのですね、第 1 廃棄物貯蔵棟の
0:31:44	のほうなんですけど、
0:31:45	こちらタンク 123 と三つございます。デイトンクには二つに分かれているわけなんですけど、これは最終層というわけじゃなくて、この全体の処理系統の中の途中のバッファ
0:32:02	そのようなものです。これ自体がですね、現状の使用を当初作ったものに比べるとオーバースペックの部分もございますので、中間層なくても十分いけるんじゃないかということで、この際ですね、
0:32:19	リプレースするのかもしれないこの際は、省くのかというのをどう検討しているところがございます。
0:32:27	そもそも内部溢水の検討、それとですね、もう一つ許認可対象外というものであればですねちょっとそのページの上のほうにありますけど、第 2 部品室、これぐらい扱わない通常の部屋でございます。ここでは部材とか洗浄したり、
0:32:46	そういうものがございますが、例えば今フィルムの現像層とかこういうものが

0:32:53	並べられているわけですが、こういうものも将来的にはですね、フィルム現像するのではなくてですね、デジタル化するような、なるとこういうものもなくなってくるんですよ。
0:33:06	だから、こういう溢水のリストアップしたものが必ずしも今後もずっと残るとは限らないし、そういうところですね。
0:33:17	そもそも許可の段階でもですね我々内部溢水のリスクとかいうものは、事業者登録でなるべく減らすしましょうというような御指示もあったかと思しますので、そういうところを検討したところでございますが、
0:33:34	許可の通り全員のであればちょっとまた見直したいと思っておりますけど。
0:33:41	どういうところでしょうかというのがあります。
0:33:45	まずこれが②番ですね、③番の点でいきますと、ちょっと抜粋にはですね安全機能という点での説明なんですけど。
0:33:54	安全機能を有する施設のですね。
0:33:58	すいません 47
0:34:01	ページですね、こちらに、
0:34:05	牛一番最後のほうに浄水送水用緊急遮断弁、片方はそれで止めるともう一つは送水ポンプで止めるという、それぞれ二つの系統を太い違うもので止めるというところございました。
0:34:22	それを1まとめにしたほうがいいのではないかとどういうところで評価できいてくるかと申しますと、
0:34:29	えーとですね。
0:34:32	例えば、
0:34:33	一番を抜粋の一番最後にございますが、要員の緊急重大事故の対策といたしまして、作業者がですね、
0:34:49	4カラム目のどこですね設備監視要員が、これらの二つを手動で止めるというところがあるので一つに絞ってまえばいいのかなというような考えに基づいたものです。
0:35:02	あとPRが数はですね抜粋で出て狂うところといいますか評価のところですね、例えば5-156ページですね。ポンベ置き場位置にはPRガスという形でおくものの一部として
0:35:19	あるわけですが、こういうものが、
0:35:22	将来的にはなくなった場合はいいのか悪いかというのを御確認させていただきたいと思って記載しております。
0:35:31	以上です。
0:35:36	規制庁座です。そうすると、二つ目の

0:35:44	一つ、
0:35:47	この液体廃棄施設等の水槽の縮小削減というところで、今御説明いただいた高温の関係してるところっていうと、その第1期第1廃棄物処理棟、
0:36:03	のそのタンク系ですか。はい。
0:36:09	で、
0:36:11	のどこ中間タンクを削除してというような形のことをおっしゃってましたよね。そうすると、どれが該当するのかっていうと、タンク1から3が該当するんですか。
0:36:24	原子力フジワラです。今検討してのタンク1はそのまま残しつつ残すっていうかちょっと小さくちょっとリプレースが必要になってますので、小さくすると、あとタンク2と3は、
0:36:40	なくすというようなことを考えてます。
0:36:44	規制庁差です。それを考えたときにこの第1系統廃棄物処理室の
0:36:51	班員液処理設備、
0:36:55	これはの安全機能を有する施設だと廃液処理設備医師W1のIEEE廃液処理設備一式っていう形で書かれているものですよね。
0:37:04	そうするとそれらの設備の内訳は何なんだっていうと、今度液体廃棄施設、排気系の液体の廃棄施設のところの
0:37:17	説明を見ていくことになりますよね。
0:37:20	はい。そうすると今度W1のあの廃液処理設備っていうような形で多分隠れてる中に入ってくるのかなとは、それらの設備がですね。
0:37:29	かなと思いますので、今度、それを今度展開して加工の方法のところの記載にはどういう形で書かれていますかっていうところです。
0:37:42	そうそこまで持っていて、基本的設計方針に変更する必要がないんだということであれば、これは基本的設計方針の変更するのではなくて、
0:37:58	設工認の断面でその内訳で変えるということも可能なかなとそういう準版で考えていっていただければいいと思うんです。
0:38:11	①のところであればまず安全機能を有する施設のところでも引っかかるし、評価のところでも引っかかるっていうような断面の一つ確認させていただきましたけれども、その②のところは、安全機能を有する施設のところはどうですか、液体廃棄物の廃棄設備の説明のところはどうですか。
0:38:29	それを踏まえて加工の方法のところの記載はどうですかっていうところで与えられた許可の範囲において、その方針変更がないということであれば、
0:38:39	設工認の断面で、若干そのテンプで計算している評価が変わるということであっても、それはそこで、再度出していってそれを説明していただいた上でですよ。

0:38:52	<p>施設工認の断面で、基本的設計方針に変わるものではないけれども、若干数値の変更がありますよというところの、きちんとその評価の内容を説明した上で設工認っていうところで確認するというのも、このところはそれらがクリアすればあるんじゃないかなと思います。</p>
0:39:11	<p>一つ一つその③についても④についても、そういう確認をしていただいてこれこれから多分、それら設備だけじゃなくて、既設のものその改造なので、同じようなものが出てくると思うんですけども、そういう段階を追って一つ一つ確認した上で、</p>
0:39:31	<p>ご相談に来てくださいという。</p>
0:39:38	<p>原子燃料工業の正田でございます。今御説明いただいた内容というのは、今回相談させていただきましてけれどもやっぱりちょっと中身が足りないということをおっしゃられているというふうに理解いたしました。もっと許可まで戻って本当に影響がないのかどうかというのをよく</p>
0:39:58	<p>確認した上で、相談に来てくださいというのがご趣旨というふうに理解いたしました。で、今後の進め方としては、その辺りをもう少し充実させて許可にはこう書いてますというところ、</p>
0:40:14	<p>影響がないですよって説明ができるのであれば、そういう資料持ってきてちょっと相談させていただくと。</p>
0:40:21	<p>という手順でよろしいですかね。</p>
0:40:26	<p>鉄道としましては事業者の中で判断できるというところであれば設工認を出していただいてその中で確認するというのもでもいいと思います。ただしそこで出てきたときに、やはりこれは基本的設計方針の中で確認できないよねという話になれば許可に立ち会う変えることもあるでしょうし、</p>
0:40:44	<p>はい。</p>
0:40:45	<p>ということですので、考え方を、多分まずは我々の考え方と、事業者の考え方等というところをまずすり合わせた上で、考え方が理解できた理解できていただけている状況であれば、その考え方に従ってまず考えていただいて、</p>
0:41:05	<p>ほかに立ち返る必要があるものであれば、そのより安全になるということであれば、非常に立ち返ってきちんとやられたほうが我々もいいと思いますし、立ち返って、</p>
0:41:17	<p>とかの関係するところは変更した上で設工認っていう流れになればいいのかなと。</p>
0:41:23	<p>思います。</p>
0:41:25	<p>はい。</p>
0:41:27	<p>原子燃料工業のシオタでございます。今おっしゃった内容は、</p>

0:41:35	許可の考え方に設計方針に変更がないというのであれば設工認の中で、中身が多少変わっても、審査していただけるということと理解いたしました。ただ、本当にそうかどうかというのは、
0:41:51	我々の考えと規制庁さんの側の考えというのが本当にそろってるかっていうところを確認しないと
0:42:00	結果としてよくないということもあるということだと思いますので、その辺りはもう少し我々のほうでも考えたいと思いますし、今回御説明いただいた考え方という
0:42:14	我々の理解に沿って、ちょっともう一度この資料は見直してご相談に上がりたいと思います。
0:42:30	規制庁オオシマでございます。
0:42:40	もう
0:42:45	先ほど、
0:42:48	まず、
0:42:49	一方、今回の御説明の中で、いわゆる評価のところでは安全側になってるからいいのかという説明が中心になっていたんです。
0:43:02	ちょっとそれだけではとか、
0:43:05	であって、そもそもその今回の考えられる遠方がですね。
0:43:17	基準がございますその技術的基準の適合性に影響を与えるのかどうかで、それから事業許可の段階で我々御説明を受けてですね認めたものの範囲の中に入っているのかと。
0:43:34	で、その上で入っているのであればそれは設工認の中で具体的な詳細設計になりますので、設計の段階ですね大きな方針の中で具体的な設計の中ですね、当初事業者さんがどういう考え方で細かく見てたのかっての我々見えなところありますので、
0:43:53	そこんところは、あくまでも事業効果の全体のその設計方針の中で評価をされていく部分については全く問題ないと思います。一方で、いろいろいわゆる自己評価というかですね影響評価だけではなくて、
0:44:09	これ変えることによってですね、当然のことながら例えば事故時の対応が変わるとか、そういう部分にも影響がないのかとかああいうところがございまして一番の所供給方法のところの、まさに作る。
0:44:24	ところについては、多分おっしゃられてる通り、事業許可の相当でありますから、直接的には影響ないことが多いと思いますけれども、当然のことが繋がりがりますので、つなぎのところについては、安全機能を有する部分で、
0:44:41	影響がないのかあるのかということを見ていただかないといけないところでこれは2番3番4番も同じことになると水素が小さくなることそのものだけで

	<p>あればその評価だけでいいですけども、例えば表す小さくなることによって例えば処理方法が変わるとか、</p>
0:45:01	<p>そういうようなものに対してじゃどうなんだと、事業許可の段階で考えられていたものの範囲の中なのか、はみ出るとかではみ出るのところは変更していただくということになるということの一つ一つですね。</p>
0:45:18	<p>潰していったかかないと我々事業計画、事業改善すいませんせえっと設工認見ていく中ですね、これは駄目なんじゃないという話になったときにはその段階からぼんと。</p>
0:45:33	<p>戻ってもらわなきゃいけないのでちょっと逆に時間を大きく変わることになりますからよくよくを検討していただいてですね、必要であればもちろん行政相談を受けることは可能ですので、そういうところをよく考えていただいて対応を考えていただければと思います以上です。</p>
0:45:53	<p>原子燃料工業のシオタです。</p>
0:45:56	<p>承知いたしました。我々のほうでもよく考えて、またご相談させていただきたいと思います。</p>
0:46:09	<p>規制庁側から他よろしいでしょうか。</p>
0:46:14	<p>規制庁タナベです。それでは本日の面談はこれにて終了させていただきます。本日はありがとうございました。</p>